［削る。］	［削る。］
リ　再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設（以下「再処理施設」という。）	［削る。］
(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。	
(2)　［略］	
(3)　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
(4)　火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
(5)　セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。	
(6)　再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。	
(7)　その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
ヌ　原子炉の運転等のための施設（イからリまでに掲げるものを除く。）	チ　原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（イからトまでに掲げるものを除く。）
原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
二　原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	二　原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
（放射線測定設備の基準）	（放射線測定設備の基準）
第八条　法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。	**第八条**　法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（前条の表第一号ホ及びヌに掲げる施設（同号ヌに掲げる施設にあっては、原子炉に係るものを除く。）が設置されているものに限る。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号に掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。	一　放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（第七条一号イからニまで又はヘからリまでに規定するそれぞれの施設に係るものを除く。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号に掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。
二～四　［略］	二～四　［同上］

［加える。］	［加える。］
リ　再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設	
(1)　再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、三十分以内に電源の回復ができないこと。	
(2)　照射済燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	
(3)　［同上］	
［加える。］	
［加える。］	
［加える。］	
［加える。］	
［加える。］	
［加える。］	